

じん肺標準エックス線写真集改定案に関する御意見に対する対応（案）

令和 7 年 ● 月 ● 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

じん肺標準エックス線写真集改定案について、令和 6 年 12 月 16 日（月）から令和 7 年 1 月 17 日（金）まで御意見を募集したところ、10 件の意見提出があった。

個別の症例については、お寄せいただいた御意見について、「じん肺標準エックス線写真集の改訂等に関する検討会」構成員に御確認いただき、以下のとおり、取り扱うこととし、再パブリックコメントを実施する。

また、個別の症例以外についてお寄せいただいた御意見に対する対応については、次のとおりとする。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する対応
1	【個別の症例に関するご意見】 ○ 写真通番 11 について、粒状影第 2 型（2/1）と 12 階尺度を追記してほしい。	2 型については 12 階尺度を記載しておらず、今回も記載しないこととさせていただきます。
2	【個別の症例に関するご意見】 ○ 「通番 22」は「芦澤班症例 9」であるが胸膜病変と肺内病変が混在し、石綿肺の 1/0 と 0/1 の判断が容易でなく「0/1」「1/0」と評価が分かれる症例であり、削除を求める。	通番 22 は、12 階尺度について、「1/0」のままとし、採用することとさせていただきます。
3	【個別の症例に関するご意見】 ○ 「通番 23」の不整型陰影は「1/1」が妥当と考える。	通番 23 は、12 階尺度について、「1/1」に変更することとしました。
4	【個別の症例に関するご意見】 ○ 「芦澤班症例 11」である「通番 26」及び「構成員提案の症例 2」である「通番 28」は検討会において「2/1」相当とされたものであり、標準写真として相応しくない。どうしても掲載する際には典型例を示す「第 2 型」とするのではなく「2/1」と明示する必要がある。	通番 26、28 は、石綿粉じん作業歴を有する症例を充実させるため、追加することとしたものです。2 型については 12 階尺度を記載しておらず、今回も記載しないこととさせていただきます。

5	【個別の症例に関するご意見】 ○ 「通番 29」は心臓の手術症例であり胸膜病変と肺内病変が混在しており標準写真としてはふさわしくなく、削除を求める。	通番 29 は、引き続き標準写真として追加することとさせていただきます。
6	【個別の症例に関するご意見】 ○ 30 番の写真は、同じ 2 型の 38 番の写真、しかも同様に macule を作るタイプのじん肺でありながらかなり、薄く見えてしまう。1 型相当に見える。チタンのじん肺がまれであることを考えると、混乱を起こしかねない 30 番の写真は今回外した方が良いと思う。 ○ 写真通番 30 について、不整形陰影というより、両側中肺野又は下肺野内側に透過性低下があると読影する。淡く小さな粒状影の集簇があるため、透過性が低下していると考ええる。 ○ 30 番の酸化チタン症例は従来の不整形陰影とは異なっており、その他陰影として分類すべきと考えます。	通番 30 は、型の変更は行わず、2 型のままとすることとしますが、陰影の種類については「その他の陰影」に変更することとしました。
7	【個別の症例に関するご意見】 ○ No. 30 と No. 37 については、profusion の程度の再考を希望する。	通番 30、37 は、profusion の程度は原案どおりとさせていただきます。
8	【個別の症例に関するご意見】 ○ その他の症例として追加された「構成員提案の症例 7」である「通番 33」は検討会の読影では第 2 型とする意見がある中で、行政判断が「第 1 型 1/2」であったことから、「第 1 型」とされている。標準写真として相応しくないものと考ええる。 ○ No. 33 と No. 38 の画像では 2/1 と 2/2 のように、同じ 2 型に入れたい。	通番 33 は 1 型のまま、通番 38 は 2 型とさせていただきます。
9	【個別の症例に関するご意見】	

	○ 写真通番 33 は粒状影と読影する。右鎖骨中線上下肺野内側および左下肺野心陰影外側に淡い陰影を認めるため、「その他の陰影」となっているのか。 ○ 写真通番 34 は粒状影と読影する。右下肺野内側横隔膜上部に淡い斑状の陰影があるため、「その他の陰影」となっているのか。 ○ 写真通番 35 は粒状影と読影する。 ○ 写真通番 36 は粒状影と読影する。 ○ 写真通番 37 は不整形陰影第 3 型 (3/2) と考える。 ○ 写真通番 38 は粒状影と読影する。	写真通番 33～38 は、原案どおりとさせていただきます。
10	【個別の症例に関するご意見】 「芦澤班」報告書を踏まえ、「通番 39」の粒状影組合せ写真の 1 型は今回追加された「通番 8」と差し替える必要がある。 また、不整形陰影に関しても写真番号 15 は「胸部単純 X 線写真と CT の所見が乖離していたため、胸部単純 X 線写真の所見が軽め」のものととの差し替えが、写真番号 17 は肺野の所見に左右差があり差し替えが指摘されているが、今回の改定案では考慮されておらず、本改定案には大きな限界がある。	写真番号 15（通番 20）、写真番号 17（通番 24）及び通番 39 は、いずれも差し替え不要と判断しました。
11	【画像データに関するご意見】 ○ 今回の改定にあたり、「じん肺標準エックス線写真集」の DICOM データを公開し「じん肺」の診療に当たるすべての医師がアクセスできるようにしていただきたい。	DICOM 画像については、改ざんのおそれがあること等の観点から、ホームページ等での公開は難しいと考えます。
12	【画像データに関するご意見】 ○ 少なくとも追加された画像には CT 画像も併置してもらえないだろうか。	今回追加した胸部エックス線画像については、全例で CT 画像を併置することとしております。

13	【画像データ及び判定に関するご意見】 ○ すべての画像を一括でダウンロードして保存して、PC やタブレット端末で見たいので、その点をご検討いただきたい。	いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
14	【意見募集方法について】 ○ 今回のじん肺標準エックス線写真集改定案については、ホームページに胸部レントゲンの JPEG 画像が提示された。情報量の少ない JPEG 写真ではじん肺の粒状影や不整型陰影を詳細かつ正確に読影することは困難である。	DICOM 画像については、改ざんのおそれがあること等の観点から、ホームページ上では JPEG 画像の提示とし、DICOM 画像については希望者のみ指定の場所で閲覧するという形態を取らせていただきました。
15	【単純 X 線写真による判定に関するご意見】 ○ 単純 X 線写真の客観的な判定にはやはり限界があり、再現性のある判定はできていないと思う。専門家による 1 型判定に関する再現性評価が行われたことはあるのか。また単純 X 線写真による判定には限界があることを記載していただけないか。	御指摘の「1 型判定に関する再現性評価」を行ったことはありませんが、独立行政法人労働者健康安全機構において、じん肺健康診断に従事する医師等が必要な法制度の知識及び専門技術を習得することを目的としてじん肺診断技術研修を実施しており、胸部エックス線写真の読影能力の向上に努めています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
16	【COPD と判定に関するご意見】 ○ COPD 症例では微細粒状影の様に見える所見が多く、それがじん肺の所見なのか、COPD による陰影なのか判別に苦慮することがある。写真集でなくとも結構なので、判定する時には背景にある COPD などは考慮しなくともよい、という文言を明記していただきたい。	いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
17	【判定及び項目の記載に関するご意見】	

	○ じん肺審査において、第0型(0/1)なのか第1型(1/0)とすべきかの判定に迷うことがしばしばある。この範疇の標準エックス線写真をいくつか追加して頂きたい。 ○ じん肺標準エックス線写真集電子媒体版(平成23年3月)及び今回のじん肺標準エックス線写真集改定案ではじん肺陰影の種類として「その他の陰影」の項目が設定されている。一方、じん肺審査ハンドブック本文に「その他の陰影」なる記載は認められない。じん肺審査会において「その他の陰影」と判定した場合、エックス線像の型の分類法、じん肺審査結果の記載法につき、ご提示いただきたい。	今回の改定案では、第1型(1/0)を1例追加しています。 現在、じん肺診査ハンドブックの改訂を検討しているところであり、「その他の陰影」と判定した際の取扱いについては、当該改訂の際に検討させていただきます。
18	【検討会を踏まえた対応に関するご意見】 ○ 検討会の議論を踏まえれば、「症例2」のような「0/1」の症例を提示する必要があるのではないか。	最終報告書において、症例2は採用されませんでした。「0/1」の写真については、2例提示しておりますので、御意見は今後の参考とさせていただきます。
19	【じん肺診断に関する御意見】 ○ じん肺の診断は胸部エックス線写真で行い、胸部CTはあくまで補助的検査であることを明示する必要がある。	じん肺法(昭和35年法律第30号)第3条において、じん肺健康診断はエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真)による検査によって行うこととされていますが、引き続き周知を行ってまいります。
20	【意見集約の方法に関する御意見】 ○ 標準写真集の改定を直ちに行うのではなく、多くの研究者やじん肺診断・診療にあたっている医師の合意を得ることを目的に日本産業衛生学会職業性呼吸器疾患研究会をはじめとした研究	今回の写真集改定にあたっては、幅広い意見集約が必要と考え、日本産業衛生学会や日本呼吸器学会等にも意見照会を行いました。

	会等で DICOM データを示して意見集約を行うことが必要と考える。 またより適切な方法として、長期間継続して石綿健診等を受けた事例について、画像の経年的変化を観察しとりわけ 0/1、1/0 を割り出すこと、そうした例を多数集めることが考えられる。	いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。
21	【シェーマ添付に関する御意見】 ○ 経験の少ない医師でも適切なじん肺の診断が行うことが出来るように、1978 年版の標準写真に添付されていたような、シェーマの添付が必要である。厚労省において検討して頂きたい。	今回改訂する写真集には、解説を添付する予定です。